

鹿屋市長 様

## 鹿屋市奨学資金返還確約書

私が鹿屋市奨学資金奨学生に決定された際には、熱意を持って修学に励み、奨学資金の貸与終了後1月以内に私と連帯保証人が連署押印した奨学資金借用書等の必要書類を市長に提出し、貸与終了1年後から責任をもって奨学資金を返還することをここに確約します。

この確約を怠った場合には、鹿屋市の判断により如何なる措置を施されても異議がないことを申し添えます。

令和 年 月 日

(奨学資金貸与申請者)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

(注) 本確約書は、奨学資金貸与申請書本人(生徒・学生)が、選考委員会を経て奨学生に決定された際、「奨学資金は鹿屋市から借用するものであり、返還義務を果たす責任を持った上で今後の修学に励む意思がある」ことを確約するものですので、必ず本人の自署押印をお願いします。

確約書を提出しない場合、又は確約書に本人以外の代署押印が確認された場合等は、本人の奨学資金に対する意思が無いと見なし、奨学生決定に係る選考委員会の対象として取扱いません。

奨学生決定後に不正が判明した場合には貸与を中止し、貸与済資金の即時返還を請求します。